

審 査 基 準

令和6年1月4日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）、第2条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）、第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先：申請書は、保管場所を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：交通部交通規制課（電話 076-441-2211）
備 考：

審 査 基 準

令和6年1月4日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第4条（保管場所標章の交付の手續）、第5条（保管場所標章の交付の手續）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間： ○第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき、又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときについては、5日（行政庁の休日は含まない。）とする。 ○第5条の規定による届出を受理したときは、1日とする。
申 請 先：申請書は、保管場所を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：交通部交通規制課（電話 076-441-2211）
備 考：

審 査 基 準

令和6年1月4日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第6条第3項
処 分 の 概 要：保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：申請書は、保管場所を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：交通部交通規制課（電話 076-441-2211）
備 考：

審 査 基 準

令和6年1月4日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第13条第4項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 <del>が</del> 運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）、第13条第3項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の <del>手続</del> ）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：申請書は、保管場所を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：交通部交通規制課（電話 076-441-2211）
備 考：

審 査 基 準

令和6年1月4日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第13条第4項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 <del>が</del> 運送事業用自動車 <del>で</del> なくなった場合の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：申請書は、保管場所を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：交通部交通規制課（電話 076-441-2211）
備 考：